

新規

道路法第32条許可書

彦根市元町4番2号

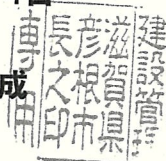
彦根市長 田島 一成 様

(都市計画課)

彦建管3第 R08-0079 号

令和8年(2026年)5月14日

彦根市長 田島 一成



令和8年5月1日付け出願の道路法第32条許可申請書について下記のとおり許可する。

(都 第60 号)

記

1. 路 線 名 称

大東船町線

(車道・歩道)

佐和船町1号線

旭町船町線

元町船町線

彦根駅平田線

佐和町1号線

2. 占 用 場 所

彦根市旭町 地先

裏面記載あり

3. 占用物件 看板 $N=7$ 枚 $(400 \times 1800) N=7$ 基

4. 占 用 目 的

5. 占 用 期 間 ☐ 令和 年 月 日 から 令和8年5月31日 まで
許可日

6. 工事期間 ☐ 令和 年 月 日 から 令和8年5月31日 まで
許可日 日間 うち

7. 占 用 料 金 彦根市道路占用徴収条例第5条の規定により減免とする。

8. 条 件

- その他、一般条件のとおり。
- 占用される期間の安全管理は申請者が責任をもって行うこと。
- 占用期間満了後は、速やかに占用物件を撤去のうえ原状復旧すること。
- 占用期間中の規制に関しては、申請者の責において行うこと。
- 道路の規制については、安全対策を含め事前に彦根警察署と協議し、道路使用許可を要する場合は事前に許可を得ること。
- 本申請に伴う占用物件に起因し、事故等が発生した場合は、申請者が責を負うこと。
- 設置物件が交通を妨げたり通行上危険となることがないように、十分注意すること。
- 「彦根市屋外広告物条例」「彦根市景観条例」を厳守すること。
- 道路占用者は、道路法、道路法施行令、各物件の管理等について定めた法令その他の関係法令や条例、ガイドラインその他の関係規程を遵守すること。
- 道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。
- 占用物件の異状により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はその恐れがあるときには直ちに必要な措置を講ずると共に、その異状の状況及びそれに対して講じた措置の概要を道路管理者に報告すること。
- 気象予報等の情報から、強風等の気象現象によって生じる災害の発生が予測される場合には、占用物件が落下、倒壊等することのないよう事前に必要な対策を講じること。
- 本許可にかかる行為に起因し、道路施設、その他の占用物件を損傷あるいは破損させた場合は、すみやかに道路管理者または占用物件管理者に届出し、その指示に従うこと。なお、占用物件の有無にかかわらず、損傷または破損が確認された場合も同様とする。

一 一般条件

- (1) 道路および水路に関する工事または、道路交通上の事由により占用物件が支障となる場合は、占有者において無償にて速やかに移転または除去すること。
また、治水上、その他必要があるときは、この許可を取り消し、許可を受けた者の費用負担で工作物の撤去または変更を命ずることがあります。
- (2) 本市道占用徴収条例及び占用規則を守ること。
- (3) 占用に関する工事の実施方法は、次の各号によらなければならない。
 - イ. 工事中は、責任ある工事監督者を配置し、安全の確保に努めること。
 - ロ. 道路を掘削する場合においては、土質を考慮し、周辺地盤をゆるめないような工法によること。
 - ハ. 舗装道路の掘削においては、掘削前にカッターにて舗装を切断すること。
 - ニ. 埋戻しについて、溜水又は湧水のある場合はこれを排除し、路床土はCBR20以上の良質土にて、また、路盤材となる部分については、碎石にて埋戻しを行いランマー等にて十分締固めること。
 - ホ. 転圧は20cm以下層毎に振動ローラで十分締固め、所要の支持力(密度)に仕上げること。
 - ヘ. 占用工事の施工にあたっては、一般交通の支障とならないよう努力すること。
 - ト. 人家の軒先等に接近して道路を掘削する場合は、居住者の出入りを妨げないようにすること。
 - チ. 掘削により生じた残土は道路敷地外に搬出すること。
- (4) 建植する場合は、交通の支障とならない位置にすること。
- (5) 隣接者及び利害関係者の同意を得て施工すること。
- (6) 占用に起因して、道路管理者若しくは第三者に損害を与え、また、第三者から苦情があった場合には、占有者において損害賠償又は、苦情処理の措置を講じること。
- (7) 彦根警察署長の指示に従い施工すること。(工事が早朝・深夜および土日祝日にかかる場合には、地元同意を得たうえで道路使用許可を申請すること。)
- (8) 既設道路構造物破損もしくは、機能を損なう損傷があった場合、原因者復旧とする。
- (9) 工事終了後は、速やかに路面の仮復旧を施すこととし、本復旧までは占有者にて常に路面の状態を良好に保つようにすることとし、本復旧後であっても転圧不足により舗装の沈下があった場合は、原因者にて対応すること。
- (10) 水道、ガスによる仮設配管に伴う構造物(側溝等)の復旧を確実に起こうこと。
- (11) 市において必要と認める時は、許可期間内でもこの許可を取り消すことがあります。
- (12) 占用期間終了後も引き続き占用する場合は、占用期間満了日より30日前に占用(継続)許可申請の手続きをすること。
- (13) 仮復旧期間中においても、道路付属物等がある場合については、機能の復旧、もしくは代替施設の設置を行うこと。
- (14) 道路占有者は、道路法、道路法施行令、各物件の管理等について定めた法令その他の関係法令や条例、ガイドラインその他の関係規程を遵守すること。
- (15) 道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。
- (16) 占用物件の異状により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異状の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告すること。

教示

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、彦根市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、彦根市を被告として(訴訟において彦根市を代表する者は彦根市長となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。



別記様式第14号（第15関係）

彦 交 発 第 30064 号
令和 8 年(2026年) 5 月 13 日

彦 根 市 長 殿

彦 根 警 察 署 長
(公 印 省 略)

道路法第 3 2 条第 5 項の規定による協議の回答書

道路法第 3 2 条第 5 項の規定による令和 8 年 5 月 12 日 付け 彦建管 3 第 R08-0079 号
の協議については、次のとおり回答します。

記

本件占用物件にかかる工事（作業）は了承しますが、作業に際しての注意事項として申請者に下記のことについて指導してください。

- 1 設置物は、風等により飛散、倒壊することのないように確実に固定し、適宜点検を実施すること。
- 2 公安委員会設置の信号機、道路標識等の視認性が阻害されない場所に設置すること。
- 3 設置物は、通行車両・歩行者等の通行に支障がない場所に、夜間の視認性に配慮したものを設置することとし、公安委員会設置の道路標識に設置しないこと。
- 4 設置・撤去作業に伴う通行制限は、必要最小限とすること。
- 5 設置・撤去作業の時間は午前 9 時から午後 5 時までの間とし、交通の円滑と歩行者の安全に配慮して作業を行うこと。
- 6 申請者に詳細な通行規制図を添付して道路交通法第 77 条第 1 項に示す道路使用許可の申請（本回答書写しを添付）をするよう指導すること。
- 7 歩行者、自転車の通行路は原則幅員 1.5m 以上、やむを得ない場合であっても 0.75m 以上確保すること。
- 8 設置物への衝突を防止するための安全対策を講じること。
- 9 作業で歩道を規制する場合は、誘導員を配置し、仮歩道を設置する等、歩行者等の安全を確保すること。
- 10 土曜、休日は、道路の交通事情に応じて工事を自粛すること。

8. 13

3 79